

## 「株券上場審査基準」等の一部改正新旧対照表

## 目次

	(ページ)
・ 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	1
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	3
・ 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	5
・ 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	7
・ 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	8
・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	10
・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	11
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	12
・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	15

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第8号まで及び前項第1号から第3号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準、<u>同基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」</u>及び<u>同項第18号に該当しないこと</u>となる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第8号まで及び前項第1号から第3号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準<u>及び同基準第2条第1項第17号に該当しないこと</u>となる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>
<p>(セントレックスへの上場審査基準)</p> <p>第6条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第4号まで及び前項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に<u>規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」</u>及び<u>同項第18号に該当しないこと</u>となる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(セントレックスへの上場審査基準)</p> <p>第6条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項及び前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第4号まで及び前項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に<u>該当しないこと</u>となる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行し、施行の際現に上場申請を行っている新規上場申請者の株券の審査から適用する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧  
対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国株券の発行者(以下「上場外国会社」という。)に対するこの項、次項、第4項、第5項及び第10項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～ag (略)</p> <p><u>ah</u> 定款の変更</p> <p><u>ai</u> aから前<u>ah</u>までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～10 (略)</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国株券の発行者(以下「上場外国会社」という。)に対するこの項、次項、第4項、第5項及び第10項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～ag (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>ah</u> aから前<u>ag</u>までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～10 (略)</p>
<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに当取引所に通知するとともに、当取引所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1) 第2条第1項第1号aから<u>ai</u>までに掲げる事項</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに当取引所に通知するとともに、当取引所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1) 第2条第1項第1号aから<u>ah</u>までに掲げる事項</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(16) (略)</p> <p><u>(17) 株主の権利の不当な制限</u></p> <p><u>株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合において、6か月以内に当該状態が解消されないとき。</u></p> <p>(18) (略)</p> <p>2 上場銘柄が外国株券である場合には、前項第4号から第18号まで(第13号、第14号及び第16号を除く。)のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(6) (略)</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(16) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(17) (略)</p> <p>2 上場銘柄が外国株券である場合には、前項第4号から第17号まで(第13号、第14号及び第16号を除く。)のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(6) (略)</p>
<p>(セントレックスの上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 セントレックス上場銘柄は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 前条第1項第6号から第18号まで(第7号中「5億円」とあるのは「3億円」と、第9号b中「株券上場審査基準第4条第3項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第3項」と読み替える。)のいずれかに該当した場合</p> <p>2 セントレックス上場銘柄が外国株券である場合には、前項第3号又は第4号に該当する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前条第1項第6号から第12号まで(第7号中「5億円」とあるのは「3億円」と、第9号b中「第4条第3項」とあるのは「第6条第3項」と読み替える。)、第15号、第17号若しくは第18号又は同条第</p>	<p>(セントレックスの上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 セントレックス上場銘柄は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 前条第1項第6号から第17号まで(第7号中「5億円」とあるのは「3億円」と、第9号b中「株券上場審査基準第4条第3項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第3項」と読み替える。)のいずれかに該当した場合</p> <p>2 セントレックス上場銘柄が外国株券である場合には、前項第3号又は第4号に該当する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前条第1項第6号から第12号まで(第7号中「5億円」とあるのは「3億円」と、第9号b中「第4条第3項」とあるのは「第6条第3項」と読み替える。)、第15号若しくは第17号又は同条第2項第1</p>

2項第1号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当した場合

号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当した場合

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) 発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第1項第6号から第12号まで(同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)若しくは第18号(同基準第2条の2第1項第5号の規定の適用を受ける場合を含む。)のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、同基準第2条第1項第6号から第11号まで(同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)のいずれかに該当した状態となったと当取引所が認めた場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。</p>	<p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) 発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第1項第6号から第12号まで(同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)若しくは第17号(同基準第2条の2第1項第5号の規定の適用を受ける場合を含む。)のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、同基準第2条第1項第6号から第11号まで(同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)のいずれかに該当した状態となったと当取引所が認めた場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>



監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)～(m)の2 (略)</p> <p><u>(m)の3 株券上場廃止基準第2条第1項第17号</u>  <u>(同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。)</u>に規定する「<u>株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合</u>」に該当するおそれがあると当取引所が認める場合</p> <p>(n) 株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。)(株券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合</p> <p>(o)・(p) (略)</p> <p>b 整理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が株券上場廃止基準第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号のいずれかに該当する場合(同基準第2条第1項各号(同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。))にあっては、第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い6(1)bに該当する場合、第15号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第18号のうち株券の不正発行の場合を除く。)には、当該株券を整理ポストに割り当てる。ただし、株券上場審査基準第4条第3項第2号若しくは第4号又は第6条第3項第2号若しくは第4号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)～(m)の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(n) 株券上場廃止基準第2条第1項第17号(同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。)(株券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合</p> <p>(o)・(p) (略)</p> <p>b 整理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が株券上場廃止基準第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号のいずれかに該当する場合(同基準第2条第1項各号(同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。))にあっては、第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い6(1)bに該当する場合、第15号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第17号のうち株券の不正発行の場合を除く。)には、当該株券を整理ポストに割り当てる。ただし、株券上場審査基準第4条第3項第2号若しくは第4号又は第6条第3項第2号若しくは第4号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。</p>

(2)～(5) (略)

(2)～(5) (略)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>8 第3条（新規上場申請手続）第11項関係</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2) 新規上場申請者（外国会社を除く。）による前(1) aに掲げる書類の提出については、当該書類に記載された内容を記録した電磁的記録（法令に基づき電磁的記録が作成されている場合にあつては、当該電磁的記録）の提出により行うものとする。</u></p> <p>(3)（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。</p>	<p>8 第3条（新規上場申請手続）第11項関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>（新設）</p> <p>(2)（略）</p>

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～d (略)</p> <p><u>e 第4号関係</u></p> <p><u>(a) 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。</u></p> <p><u>(b) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>5 第5条(セントレックスへの上場審査)関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 第4号関係</p> <p>(a) (略)</p> <p><u>(b) 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。</u></p> <p>(c) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年5月1日から施行し、施行の際現に上場申請を行っている新規上場申請者の株券の審査から適用する。</p>	<p>1 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～d (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>5 第5条(セントレックスへの上場審査)関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 第4号関係</p> <p>(a) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(b) (略)</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部  
改正新旧対照表

新	旧
<p>1の2 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから<u>m</u>までに掲げる区分に応じ当該aから<u>m</u>までに定めることとする。</p> <p>a 第1号aに掲げる事項</p> <p>発行価額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当により発行する場合及び買収防衛策（<u>上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず</u>に新株又は新株予約権の発行を行うこと等により当該上場会社に対する買収（会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいう。以下同じ。）の導入（買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。以下同じ。）又は発動（買収防衛策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすることをいう。以下同じ。）に伴い発行する場合を除く。</p> <p>b～l （略）</p> <p><u>m</u> 第1号a hに掲げる事項</p> <p><u>定款の変更理由が以下のいずれかに該当すること。</u></p> <p>(a) <u>法令の改正等に伴う記載表現のみの変更</u></p> <p>(b) <u>本店所在地の変更</u></p> <p>(2)～(4) （略）</p>	<p>1の2 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから<u>l</u>までに掲げる区分に応じ当該aから<u>l</u>までに定めることとする。</p> <p>a 第1号aに掲げる事項</p> <p>発行価額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当により発行する場合を除く。</p> <p>b～l （略）</p> <p>（新設）</p> <p>(2)～(4) （略）</p>
<p>5 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準は、1の</p>	<p>5 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準は、1の</p>

2 (1)に規定する基準（同(1) a、b及びmを除く。）をいうものとする。

(2)（略）

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a～f（略）

fの2 第2条第1項第1号a hに掲げる事項

変更後の定款

変更後遅滞なく

この場合において、上場会社（上場外国会社を除く。）は、当該書類の提出については、当該書類の内容を記録した電磁的記録（法令に基づき電磁的記録が作成されている場合にあっては、当該電磁的記録）の提出により行うものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

g～n（略）

(4)（略）

(5) 第13号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

a～g（略）

h 株式取扱規則の変更（変更後の株式取扱規則を提出すること。）

i～l（略）

m 持株会社である上場会社の子会社が当該上場会社以外の者を割当先として行う拒否権付種類株式（商法第222条第9項の規定に基づき、定款をもって、法令又は定款の定めにより株主総会又は取締役会において決議すべき事項の全部又は一部につき、その決議のほか、ある種類株式の種類株主総会の決議を要するものと定めている場合における当該種類株式をいう。）又は取締役選任権付種類株式（商法第222条第1項第6号の規定に基づき、定款をもって、ある種類株式の種類株主総会において取締役を選任するものと定めている場合における当該種類株式をいう。）の発行

(6)・(7)（略）

2 (1)に規定する基準（同(1) a及びbを除く。）をいうものとする。

(2)（略）

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a～f（略）

（新設）

g～n（略）

(4)（略）

(5) 第13号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

a～g（略）

h 定款又は株式取扱規則の変更（変更後の定款又は株式取扱規則を提出すること。）

i～l（略）

（新設）

(6)・(7)（略）

21 第21条（新規上場申請書類の公衆縦覧）関係

第21条に規定する「有価証券上場規程第3条の規定により提出した書類のうち当取引所が必要と認める書類」とは、有価証券上場規程に関する取扱い要領 8(3) に規定する書類をいうものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日において現に上場会社（上場外国会社を除く。）である会社は、平成18年7月31日までに当取引所に定款を提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該定款の提出については、当該定款に記載された内容を記録した電磁的記録（法令に基づき電磁的記録が作成されている場合にあっては、当該電磁的記録）の提出により行うものとし、当該定款を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

21 第21条（新規上場申請書類の公衆縦覧）関係

第21条に規定する「有価証券上場規程第3条の規定により提出した書類のうち当取引所が必要と認める書類」とは、有価証券上場規程に関する取扱い要領 8(2) に規定する書類をいうものとする。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1)~(13) (略)</p> <p>(14) 株主の権利の不当な制限</p> <p>a 第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」には、<u>上場会社が次に掲げる行為を行っている</u>と当取引所が認めた場合を含むものとする。</p> <p>(a) <u>買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)</u></p> <p>(b) <u>ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止(買収防衛策として発行された新株又は新株予約権を消却する等導入された買収防衛策を取り止めることをいう。)</u>又は不発動とすることができないものの導入</p> <p>(c) <u>拒否権付種類株式(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い5(5)mに規定する拒否権付種類株式をいう。以下同じ。)</u>のうち、<u>取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である上場会社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い5(5)mに規定する取締役選任権付種類株式をいう。))を当該上場会社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当該上場会社に対する買収の実現を困難に</u></p>	<p>1 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1)~(13) (略)</p> <p>(新設)</p>



する方策であると当取引所が認めるときは、当該上場会社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。ただし、会社の事業目的、拒否権付種類株式の発行目的、権利内容及び割当対象者の属性その他の条件に照らして、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当取引所が認める場合は、この限りでない。

b 第17号に規定する「6か月以内」とは、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた日から起算して6か月目の日までの期間をいうものとする。

c 上場会社が買収防衛策を導入したことにより上場銘柄が第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」に該当した場合において、上場会社が当該買収防衛策を発動させたときは、同号に規定する「6か月以内に当該状態が解消されないとき」に該当したものとして取り扱う。

## 2 第2条（上場廃止基準）第2項関係

(1) 上場銘柄が外国株券である場合の第1項第4号から第18号まで（第13号、第14号及び第16号を除く。）の適用に当たっては、本国における会社制度等を勘案するものとする。

(2)～(6)（略）

## 6 第4条（上場廃止前の取扱い）関係

(1) 「当取引所が必要であると認めた時」の取扱い

第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「当取引所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからdまでに該当する銘柄については、当該aからdまでに定めるところに従って上場廃止する。

a～c（略）

d 第2条第1項第18号（同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。）のうち、上場会社が株券の不正発行を

## 2 第2条（上場廃止基準）第2項関係

(1) 上場銘柄が外国株券である場合の第1項第4号から第17号まで（第13号、第14号及び第16号を除く。）の適用に当たっては、本国における会社制度等を勘案するものとする。

(2)～(6)（略）

## 6 第4条（上場廃止前の取扱い）関係

(1) 「当取引所が必要であると認めた時」の取扱い

第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「当取引所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからdまでに該当する銘柄については、当該aからdまでに定めるところに従って上場廃止する。

a～c（略）

d 第2条第1項第17号（同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。）のうち、上場会社が株券の不正発行を

行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく  
上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により当取引所が必要であると認めた  
銘柄の売買の期間は、次の a から d までに定めるほ  
か、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の  
翌日から起算して、原則として1か月間とする。た  
だし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると  
認めた場合は、この限りでない。

a・b (略)

c 第2条第1項第18号(同条第2項若しくは第2  
条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合  
を含む。)に該当することとなった銘柄について  
は、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日  
の翌日から起算して1か月間の範囲内の日で、そ  
の都度決定するものとする。

d (略)

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく  
上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により当取引所が必要であると認めた  
銘柄の売買の期間は、次の a から d までに定めるほ  
か、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の  
翌日から起算して、原則として1か月間とする。た  
だし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると  
認めた場合は、この限りでない。

a・b (略)

c 第2条第1項第17号(同条第2項若しくは第2  
条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合  
を含む。)に該当することとなった銘柄について  
は、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日  
の翌日から起算して1か月間の範囲内の日で、そ  
の都度決定するものとする。

d (略)